

第22期  
第29回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和4年10月25日(火) 午後3時10分開議  
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員 (11名)

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎  | 2. 新野 清   | 3. 伊勢亀崇男 |
| 4. 児玉 匡樹  | 5. 鈴木 政司  | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一  | 8. 齋藤 永治郎 | 9. 丸川 正博 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 |          |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主任	青木 ひろみ

付議事件

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3 報告第 43号	非農地証明について
日程第4 報告第 44号	農地法第3条の規定による許可の取消しについて
日程第5 報告第 45号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第6 議案第127号	農地法第3条の規定による許可について
日程第7 議案第128号	農地法第5条の規定による許可について
日程第8 議案第129号	農用地利用集積計画の決定について
日程第9 議案第130号	令和5年度白鷹町農業農村振興施策に関する意見書について

**議 長 (会長 小林 孝次)**

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第29回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

**大木事務局長** はい、議長。

**議 長** はい、大木事務局長。

**大木事務局長** はい。【議事日程説明】

**議 長** 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、  
2番 新野清委員 10番 村上浩康委員の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

**議 長**

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第43号「非農地証明について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

**川部事務局長補佐** はい、議長。

**議 長** はい、川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご報告いたします。

報告第43号「非農地証明について」次の土地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地のいずれにも該当しないことの証明願いがあったので、農業委員会事務局処務規則第5条第8号の規定に基づき専決処分したので報告する。

番号 1

申請人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇  
登記名義人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇

土地の表示

所在地 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地番 〇〇〇〇番地〇  
地目 畑  
地積 145㎡

現況地目 宅地

非農地となった時期・事由 平成6年に隣の宅地にまたがって2階建ての車庫が建築され、その残余部分も庭として整備され、砂場などの遊び場も設置した。以来20年以上宅地として利用され現在に至っているもの。

調査年月日 令和4年9月26日

専決年月日 令和4年10月3日

報告は、以上でございます。

**議 長**

報告が終わりました。ここで現地調査委員より「状況報告」をお願いいたします。農地部会長 8番 齋藤永治郎委員よりお願いいたします。

**齋藤永治郎委員** はい、議長。

**議 長** はい、齋藤農地部会長

**齋藤永治郎委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

9月26日、わたくしと、児玉 農地副部会長、樋口委員、事務局の川部補佐と現地調査を行いました。

申請地には、車庫及び庭園、子供の遊び場が整備されており、農地として復元することが困難な状態でありました。

今後も農地としての活用はできず、また、周辺農地の利用に支障がないと認められるため、現地調査を行ったもの全員一致で「非農地」と判断いたしました。以上、ご報告いたします。

**議 長**

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 報告第44号「農地法第3条の規定による許可の取消しについて」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第44号「農地法第3条の規定による許可の取消しについて」下記の農地について、農地法第3条第1項の規定による許可について取消願いがあったので、令和4年10月7日付で、受理したので報告する。

番号1

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇  
譲渡人 青森県青森市大字〇〇〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇番地〇  
地 目 田  
地 積 429㎡ 他1筆  
許可年月日及び番号 令和4年8月25日 第19号  
取 消 事 由 登記申請する際、双方で確認したところ、自宅付近の農地が含まれていたため取消を願うもの。  
報告は、以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 報告第45号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第45号「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人 賃借人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地  
〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇  
賃貸人 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇番地〇  
地 目 田  
地 積 1, 705 m<sup>2</sup> 他3筆  
契約期間 令和2年4月8日～令和12年2月28日  
解約日 令和4年9月12日  
解約の事由 相手方の要望  
他3件  
報告は以上でございます。

議長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第6 議案第127号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐　ご説明いたします。

議案第127号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地　〇〇　〇〇  
譲渡人 石川県小松市〇〇〇〇〇〇番地　〇〇　〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇番地〇
地	目	畑
地	積	162㎡ 他4筆
経営面積		10,526㎡
		括弧書きは権利取得前の面積です。
契約の種類等		売買による所有権の移転
対価(10aあたり)		総額 〇〇〇〇〇〇円
		他3件
		説明は、以上でございます。

議　　長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件及び2番案件について、4番　児玉匡樹委員よりお願いいたします。

児玉匡樹委員　はい、議長。

議　　長　はい、児玉委員。

児玉正樹委員　最初に、1番案件について調査のご報告をいたします。

10月22日、わたくしと、小林周一　農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。

技術は、本人と妻が50年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は10,526㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

続いて、2番案件について調査のご報告をいたします。

10月23日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

当該案件は、空き家付属農地の取得となります。

機械の所有状況につきましては、草刈機1台を導入予定です。

労働力の確保状況につきましては、本人、子とのことです。

技術は、いずれも1年程度の経験ですが、農業への意欲が感じられるため、問題ないと思われま。

遊休農地はございません。今後、取得する農地を耕作します。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は127㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

## 議 長

続きまして、3番案件及び4番案件について、8番 齋藤永治郎委員よりお願いいたします。

なお、3番案件及び4番案件については、「営農確認面談」を行っておりますので、調査報告に続けて、齋藤永治郎 農地部会長より、面談結果等について報告をお願いいたします。

**齋藤永治郎委員** はい、議長。

**議 長** はい、齋藤委員。

**齋藤永治郎委員** 3番案件及び4番案件について、譲受人が同一人であるため、2案件合わせて調査のご報告をいたします。

10月19日、わたくしと、高橋康子 委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、管理機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は本人が40年の経験があり、問題ないと思われま。

遊休農地はございません。今後取得する農地を耕作します。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は4,593㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。  
以上、ご報告いたします。

続いて営農確認面談の結果をご報告いたします。

〇〇〇在住の〇〇〇〇さんについては、10月19日に、私のほか、高橋康子委員、川部補佐と「営農確認面談会」を実施し、ご本人から提出されました「営農計画書」に基づいて聞き取りを行いました。

現在、〇〇さんは、〇〇が〇〇する〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で提供する〇〇の〇〇となる野菜を栽培しており、それを含め、すでに40年の農業経験があります。これまで、自宅近くの畑で耕作をしていましたが、さらなる〇〇〇〇の拡大を目指し、ほかの農地を探していたところ、この度、〇〇〇地内の田及び畑を購入し、合計2,476㎡の農地を取得することとなったものです。今後は、レタス、いも類の栽培を行っていききたいとのことでした。すでに十分な経験があり、引き続き、農業をやっていききたいという意欲が見られ、今後適正に農地が管理されるものと判断いたしました。  
以上、ご報告いたします。

## 議 長

ご苦労さまでした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から4番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から4番案件について、許可することに決しました。

日程第7 議案第128号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。



判断いたします。  
周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。  
以上ご報告いたします。

**議 長**

ご苦労さまでした。続きまして、2番案件について、5番 鈴木政司委員よりお願いいたします。

**鈴木政司委員** はい。

**議 長** はい、鈴木委員。

**鈴木政司委員** 2番案件について調査のご報告をいたします。

10月16日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

許可を得ずに駐車場として利用していた追認案件です。

転用を行うに必要な資力信用については、追認案件であり、すでに転用済みです。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、追認案件であり、すでに供用済みです。

他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

隣接する原野が併用地です。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

**議 長**

報告が終わりました。質疑・討論を行います。

**新野清委員** はい、議長。

**議 長** はい、新野委員。

**新野清委員** 私の方から意見がございます。

この案件につきましては違反転用事案です。本年の6月27日付けで置賜総

合支庁農業振興課長より、農業委員会会長宛てに指示事項として公文書をいただいております。その中で、農業委員会におかれましては、経過報告書及び誓約書の内容を検討のうえ、許可相当と認められる場合には違反転用事案の追認である旨を意見書に伏して申請してください。という文書をいただいております。

本総会の中で、経過報告なり誓約書の内容を確認しておりませんので、その内容を検討したうえで、許可に値するのかが検討してはいかがでしょうかと思います。

さらに、公文書の内容には、以前も違反転用がされたと明記されております。その点も、適正な土地の利用なのかも含め、検討したらいかがでしょうか。

**議 長** はい、事務局。

**川部事務局長補佐** はい、この案件につきましては、違反転用案件と言うことでございますので、譲渡人の〇〇〇〇氏からは、令和4年10月6日付けで、転用許可を受けずに農地を整地した違反転用であること。今後、違反転用をすることがないように、農地法の法令を遵守する旨の顛末書を提出していただいておりますので、ご報告いたします。

**大木事務局長** はい、議長。

**議 長** はい、事務局長。

**大木事務局長** ただ今、事務局の方から説明があったように顛末書につきまして、5条申請とともに確認をさせていただいております。内容につきましては、事務局から報告の内容でございますけれども、その他の要件につきましては全て充たしていると判断をし、議案として提案した案件でございますので、お含みおきのうえ、ご検討いただきたいと思います。

**新野清委員** はい、議長。

**議 長** はい、新野委員。

**新野清委員** 事務局長から顛末書との話がございました。

しかしながら、この総会の中で顛末書の内容につきましては承知しておりません。そのあたりも含め、検討が必要だと考えております。

**大木事務局長** はい、議長。

**議 長** はい、事務局長。

**大木事務局長** 顛末書につきまして、読み上げてご報告とさせていただきます。

顛末書、山形県知事 吉村美栄子殿 令和4年10月6日 山形県西置賜郡白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇。

下記土地は、私が個人で所有する農地ではありますが、本年6月頃、私が〇〇〇〇を務める 〇〇〇〇 〇〇〇〇 の〇〇〇として併用地とともに整地いたしました。

本来であれば下記土地について農地法5条許可を得て農地転用すべきところ、私の農地法についての理解不足により、今般、農地法違反であることのご指摘と、その改善に関するご指導をいただくことになり、大変申し訳なく存じます。

今後、このような違反行為をすることがないように農地法等の法令を遵守してまいりますので、今般申請いたします農地法第5条許可申請を受理いただき、何卒ご寛大なる処置をお願いいたします。

#### 不動産の表示

所	在	西置賜郡白鷹町大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇番〇
地	目	畑
地	積	121㎡ 以上

ということで、顛末書が提出されておりますので、読み上げをもってご報告とさせていただきます。

以上、お含みおきのうえ、ご審議くださるよう、よろしく願いいたします。

**議 長** 他にございませんか。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

**丸川正博委員** はい、議長。

**議 長** はい、丸川委員。

**丸川正博委員** はい。2案件あるわけですけれども、先ほどからご意見、ご指摘があります。一括ではなく個別に採決をした方が良くと思いますが、いかがでしょうか。

**議 長** はい。異議がありました。一括ではなく、1番案件、2番案件を別々に採決したらいかがと話がありました。皆さんいかがでしょうか。

《異議なしの声 あり》

それでは、1番案件から採決したいと思います。

1番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決しました。

つづきまして、2番案件についてお諮りいたします。2番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数》 賛成9 反対2

挙手多数、よって2番案件について、「許可相当」を持って県に進達することに決しました。

日程第8 議案第129号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部 事務局 長 補 佐** はい、議長。

**議 長** はい、川部補佐。

**川部 事務局 長 補 佐** ご説明いたします。

議案第129号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、令和4年度第4回白鷹町農用地利用集積計画の決定を求める。公告予定年月日は令和4年10月26日。

#### 【新規 転貸】

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇番地			
		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	譲渡人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇	〇〇

## 土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇番地
地	目	畑
地	積	2, 174 m <sup>2</sup>
契約の種類等		賃貸借権の設定（1年6ヶ月）
賃貸期間		令和4年10月26日～令和6年4月27日
土地の引渡時期		令和4年10月26日
対価（10a当り）		〇〇〇〇〇円

説明は以上でございます。

## 議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、計画のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって、提案のとおり、第4回白鷹町農用地利用集積計画を決定しました。

日程第9 議案第130号「白鷹町農業農村振興施策に関する意見書について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第130号「白鷹町農業農村振興施策に関する意見書について」白鷹町農業農村振興施策に関する意見書について、次のとおりとすることの決定を求める。別紙のとおり。  
説明は以上でございます。

## 議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり意見書を提出することに、賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって、本案件については、提案のとおり意見書を提出することに決しました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。  
これをもって、第29回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第29回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和4年10月25日

白鷹町農業委員会議長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_